

10月23日環境審議会第1部会 委員発言への対応

資料2-1

No.	発言委員	ページ	該当箇所	発言内容	対応
1	高荒委員 p.1		概要図	この図からは環境創造センターの位置付けが見えてこない。環境創造センターがこの計画の中で重要な拠点となるのであれば、補足説明を入れるなり、基本目標達成に向けて環境創造センターがどのように機能するのかということが分かるような図にした方が良い。	
2	長林委員 p.1		概要図	○Ⅱが始めにきて、Ⅰがあとにくるのはすっきりしない。Ⅰが同時に改善されないとⅡもなかなかうまく進んでいかないということを考えて、Ⅰが左でⅡが右という感じもする。 ○県の取り組む姿勢というのが順番を決めていくとすると、地理的なものは分かるが、逆の方が良いのでは。 ○縦書きにして、県の地図の上に環境回復の推進がくる作り方であれば、浜を意識せず書けると思う。	環境創造センターを2つの柱の真ん中に配置し、Ⅰを左、Ⅱを右に記載しました。
3	崎田委員 p.2		第2節 ○の2つ目	福島県復興計画と連携とあるが、どういふふうに関連するとか、復興計画の中のどういう部分が主に関わってくるとか、そのような細かい記載はなくても良いのか。	現行のままとします。 ※県計画の体系図をお示します。
4	後藤委員 p.2~3		第1章 はじめに	これまで原子力や汚染廃棄物が環境基本法等で除外されていたが含まれるようになり、計画でもそういうものを扱うという説明があった方が良い。	「第2節 計画の性格」に記載しました。
5	長林委員 p.4		第2節 ○の2つ目	「二本の柱の相互連携」とあるが、この二本の柱の説明はどこか前で説明があるべき。	修正しました。
6	長林委員 p.5		2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	三つの基本原則とあるが、「○○」、「○○」、「○○」を三つの基本原則とし、それに基づいて」と書かないと、読んだ人が分からない。	修正しました。
7	河津委員 p.6		第1節 ○一番下	これを読むと、海岸線、浜通り限定ととらえられてしまおうところがある。実際には、自然も相当被害を受けている。全体的にもう少し広げて良いと思う。	修正しました。
8	高荒委員 p.6		第2節 (1)人口 ○2つ目	県外への人口流出については記載があるが、県内でもかなり人口の移動があったはず。帰宅の困難な地域で人口が激減したとか、県内の中での人口の移動についても少し触れた方が良い。	修正しました。

9	後藤委員 p.6~7	第3章 本県の特 性	被害の状況、汚染被害という言葉を使っ たり使った方が良い。特に、1次産業を 中心に汚染被害が出て いるというところを(3)に記載した方が 良いのでは。	修正しました。
10	河津委員 p.7	(2)土地利用 ○3つ目	放射線に偏っている。実際にはいろん な被害があった。もっと広げても良い と思う。	修正しました。
11	稲森委員 p.9	第1節 施策体系	2行の文章の後に、『環境保全施策に 関しては、『環境回復の推進』と、『美 しい自然環境に包まれた持続可能な社 会の実現』の2つの柱から成っている。 そして、1番として、新たに起こった のが放射能問題である。従前から行っ てきたのが2番目、これを相互に考慮 した形で施策を推進する。○○○の必 要性を踏まえ、環境創造センターを 整備、活用して○○○していく。それ から、特に、環境に配慮する意識の 醸成というところを強化して、県民の 意向を踏まえた上での展開を図って いく。そして、総合計画、部門別計画、 防災計画などを踏まえて、全体の整 合性を踏まえて、体系と展開を進め ることになっている』 というようにことがバツと読めるよう にこの文章に書いてあると非常に分か りやすい。	修正しました。
12	崎田委員 p.9~	第4章	地域の皆様にとっては、健康影響の 関心が高い。健康と銘打つと医療とな ると思うが、健康へのリスクを低減 化するためのリスク管理とか、健康診 断をきちんと把握するとか、人間の健 康への配慮が全くなくて良いのか。	現行のままとします。 ※県計画の体系図をお示しします。
13	河津委員 p.9~	第4章	除染に関して。例えば、森林除染は いろんな問題があつてこれから議論 されていくだろうが、除染というこ とによって、生態系への影響が当然 考えられる。そういったことも計画 の中で触れなくて良いのか。その うい配慮事項も入れておくべきでは ないか。	p.5「環境創造センター(仮称)の取 組の展開イメージ図」における「自 然共生社会の形成」においては、除 染実施後の環境修復技術の開発や除 染後の環境モニタリングも含めて、 自然と共生する社会に向けて取り 組んでいくことを検討しています。
14	河津委員 長林委員	I 環境回復 の推進 p.11~15	「I 環境回復の推進」は、原子力災 害に特化している。大震災で計画を 見直すということであれば、自然 災害(松川浦の被害など)や、立ち 入らないことによるサル、イノシシ の被害、景観の被害など、ただ単 に放射性物質からの回復ではなく、 震災からの回復。環境基本計画の 大枠として、そういうところが必要 ではないか。 私も河津委員の意見、非常に大事 と思う。震災を受けて、津波被害等 で当面使えなくなつてしまつたこと を戻していくという状況がこれから 出ると思う。そうすると、今、環境 調査を続けるという方向性も出て いるので、それは前文のところを、 東日本大震災を受けた上で、沿岸域 においては大きく環境が改変されて しまつていく。それを将来的に戻す のが、新しい方向性に行くのか、こ れは調査研究が十分に必要と いうことで、施策はもう出来てい るのだと思う。そんな形で組んで いく方向性ではないかと考える。	II-「3 自然共生社会の形成」の中 で、「(3) 地震・津波により影響を受 けた自然環境及び生物多様性の保 全」として追記しました。

15	田崎氏	p.11~12	1 放射線物質による環境汚染からの回復	環境創造センターに対応する(4)が必要。	環境創造センターは、「第2章 基本目標と基本姿勢」において、「第3節 基本姿勢の連携を具現化するための拠点(環境創造センター(仮称)の整備)」として記載することとしました。
16	志賀委員	p.12	(1)環境放射能モニタリング	きめ細かな監視・測定とあるが、もう少し踏み込んで、効果や検証を進めていくとか、そういったところで踏み込んだ記述があって良い。	○(2)除染の推進において、新たな除染技術の開発について、追記しました。 また、除染技術の開発等については、p.5「環境創造センター(仮称)の取組の展開イメージ図」においても記載しました。
17	志賀委員	p.13	(2)除染の推進	①で除染特別地域とあるが、具体的な地域とかが、除染のモデル地域、中間貯蔵の記述がない。	○除染特別地域の具体的な地域については、今後、注釈を付し、対応してまいります。
18	後藤委員	p.12	(1)環境放射能モニタリング	モニタリングで、農作物の検査が含むかどうか。入れてほしい。	現行のままとします。 ※県計画の体系図をお示しします。
19	崎田委員	p.14~15	(4)環境創造センター(仮称)の整備	環境創造センターへの期待大きい。これについての書き込みを今後もう少し踏み込んで書いてもらえれば。専門家が研究する部分と、それを発信して多くの人が学ぶ部分と、県民とともに環境の回復・創造に向けて取り組んでいく部分など、そういうところをきっちり書いていただくと書きやすくなり、皆で創造センターをうまく活用しようという雰囲気共有できると思う。	「第2章 基本目標と基本姿勢」において、「第3節 基本姿勢の連携を具現化するための拠点(環境創造センター(仮称)の整備)」として記載するとともに、取組の展開イメージ図を記載しました。
20	後藤委員	p.16~17	2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	地域防災計画の内容を入れられるのであれば入れてほしい。また、県の事故後の対応における反省点は、どういう方向になるにせよ、現状と課題には書けると思うので、課題③の3つ目あたりに、背景として、今回、何ができて何ができなかったのかを少し書いてほしい。	「施策の展開方向」において、地域防災計画(原子力災害対策編)により安全を確保していく旨、追記しました。 なお、詳細は、地域防災計画の見直しの中で検討していきます。
21	志賀委員	p.17	2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	オフサイトセンターの反省とか、SPEEDIが活かされなかった点、今後はどう活用するのかという記述はないのか。	※県計画の体系図をお示しします。

	長林委員 p.17	2 原子力発電 所及び周辺地域 の安全確保	安全確保とあるが、東電や国への提言、県独自の監視体制、モニタリング、情報提供という内容で、安全確保が何も書かれていない。国と東電、県の役割分担からこのような記載をしているというところであれば、それを書き込む必要があるのでは。	
22	長林委員 p.17	2 原子力発電 所及び周辺地域 の安全確保	有事の場合の安全確保をどうするのかというところを環境面として書き込む必要があるのではないかと、環境の計画なので、書き方は難しいと思うが。	「施策の展開方向」において、地域防災計画(原子力災害対策編)により安全を確保していく旨、追記しました。 ※県計画の体系図をお示しします。
	福森委員 p.17	2 原子力発電 所及び周辺地域 の安全確保 ○1つ目	「厳しく監視していきます」で終わっているが、これが、「厳しく監視して安全確保を図るようにしていきます」とか、そういった表現であれば分かんと思う。	
23	長林委員 p.18	1 低炭素社会 への転換	現状に、「革新的エネルギー・環境戦略によると、従来より温室効果ガス排出量が増加することが予想されています」とあるが、これについては、説明を加えないと理解できない。何によってこうなのかというのを入れないと。	修正しました。
24	長林委員 p.18	1 低炭素社会 への転換	現状に、「再生可能エネルギー導入量～」とあり、「再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数は伸び悩んでいる」とあるが、関連産業がなければ、再生可能エネルギーは増えないのかという疑問もあり、これは多分、施策の展開方向の(3)のところで記述されているので、その他のこともあった上でこういうことも必要だろうということを書かないと、ちよつと理解できないと思う。	修正しました。
25	長林委員 p.20	(2)再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	温排水廃熱の利用と間伐材しか書いていない。もっと未利用のエネルギーの開発に努めるとか、そういうものも必要だろう。例えば、国の施策では、地中熱の利用も取り組んでいるので、そういうものを入れて可能性を書く。	修正しました。
26	後藤委員 p.20	1 低炭素社会 への転換	浮体式ウインドファームによる電気をどこで使うか、東京で使うのか、福島で使うのか、その辺りも含めて書いていただきたい。	今後の検討課題とさせていただきます。

27	崎田委員 稲森委員	p.22～26	2 循環型社会の形成	<p>低炭素社会のところには再生可能エネルギーの話が出ているが、循環型社会のところには、その内容が全くない。循環型社会については、発生抑制をきちんとした上で、最終的なものに関して単に焼却ではなくて、きちんとエネルギー回収をしようということが、今かなり強く言われてきているので、そういう方向性を書いた方が市町村にとって新しい展開をきちんと考えてもらえらると思う。</p> <p>櫻井よしこさんが、「再生可能エネルギーの法律はドイツでできてスタートしたが、ドイツでは、太陽光の補助金を、kw当たり、50円くらいから今20円くらいに下げている。税金で対応しづらくなった。再生可能エネルギーそのものこのこれからの見直しも必要ではないか」というコメントを出されていた。本当のところを言うと、全て再エネではできない。そういう話も含めて、うまく書かれると良い。</p>	<p>〔2〕廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進」において、廃棄物からの再生利用について追記しました。</p>
28	後藤委員	p.27～29	3 自然共生社会の形成	<p>「課題」の(1)に自然とのふれあいが出てきているが、除染が前提となるとか、汚染レベルの低いところとか、汚染の高いところは代替措置をどう考えとるか、汚染と関連した記述が入ると良い。施策の展開方向の、(1)における下の〇2つ(ふれあい、情報提供)のところにも入ると良い。</p>	<p>「施策の展開方向」に追記しました。</p>
29	稲森委員	p.31	(4)猪苗代湖等の水環境保全 〇1つ目	<p>「なお、刈り取ったヨシ等は放射性物質の検査を行ったうえで有効利用を進めます」について、これは他にも全て共通。除染したものはリサイクルできるはず。汚泥、バイオマスもしかり。第4章-第1節の文章でそういう表現も入れながら記載し、ヨシだけのところが除染有効利用でなく、全体が読めるようにした方が良いと思う。</p>	<p>II-2-(2)「廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進」において、放射性物質の検査に関する内容を記載しました。</p>
30	崎田委員	p.37	5 環境に配慮する意識の醸成	<p>普通の環境活動は難しい状況だと思うが、今まで環境活動のリーダーをしていただいた方が放射線に対応しなければいけない暮らし方を伝える役割を担うとか、これからの地域での環境活動が多様に広がっていき、感じがあるから、意識の醸成というところをもう少しふくらませて、最後ではなく、一番前に書いてほしい。</p>	<p>放射線の理解の促進やネットワーク体制の充実を図る旨、記載しました。また、「第2章 基本目標と基本姿勢」の「第3節 基本姿勢の連携を具現化するための拠点（環境創造センター（仮称）の整備）」における「取組の展開イメージ図」にも記載しました。</p>
31	高荒委員	p.37	5 環境に配慮する意識の醸成	<p>〇屋外での活動が減少しているという課題があるが、それをどのように施策で解決していくのかが見えてこない。分りやすい形で明記した方が良い。</p> <p>〇県民側からすると、環境創造センターがどのようなように利用できるかが分りやすいので、それを分りやすく書くことと理解しやすいと思う。</p>	<p>放射線の理解の促進やネットワーク体制の充実を図る旨、記載しました。また、環境創造センターは、「第2章 基本目標と基本姿勢」において、「第3節 基本姿勢の連携を具現化するための拠点（環境創造センター（仮称）の整備）」として記載することとしました。</p>

32	崎田委員 p.37	5 環境に配慮する意識の醸成	配慮する意識というよりは、連携・協働による取組の推進とか、連携・協働に基づくネットワーク型の社会の構築とか、そのようなタイトルにしていた方が、皆で取り組むということが伝わるかなと思う。	タイトルを「環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成」に修正しました。
33	後藤委員 p.42	第2節	事業者に東電を特出しする必要があるかないか検討願う。	東電の対応については、I-2「原子力発電所及び周辺地域の安全確保」において記載しておりますので、御了解願います。
34	崎田委員 p.42	第3節	他のところは、いろんな方と連携・協働で取り組みましようということが書かれているが、県民の皆さんも今までそういうところを熱心にやってくられたと思うので、ここにそのような項目が書かれていないのが、	修正しました。
35	後藤委員 p.43	第6章	進行管理において、環境指標という言葉を残してほしい。	追記しました。